

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	男女参画・県民協働課、自然保護課、子育て支援課、産業創出課
根拠法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行への対応、愛媛県産業情報センターのテクノプラザ愛媛への統合、愛媛県宇和海自然ふれあい館の廃止を行うため、関係する条例の一部を改正する。</p> <p><b>〔改正条例〕</b></p> <p>① 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例  ② 愛媛県男女共同参画センター管理条例  ③ テクノプラザ愛媛管理条例</p> <p><b>〔改正の内容〕</b></p> <p>① 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例  ・法律名の改正（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）  ・施設機能の改正（配偶者等からの暴力を受けた女性の保護）  ・施設名の削除（愛媛県産業情報センター、愛媛県宇和海自然ふれあい館）</p> <p>② 愛媛県男女共同参画センター管理条例  ・法律名の改正（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）</p> <p>③ テクノプラザ愛媛管理条例  ・利用施設の項の改正（第4駐車場の追加）</p> <p><b>〔廃止条例〕</b></p> <p>① 愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例（平成17年愛媛県条例第51号）  ② 愛媛県産業情報センター管理条例（平成17年愛媛県条例第62号）</p>	
施行日	平成26年1月3日 ただし、愛媛県産業情報センター、愛媛県宇和海自然ふれあい館の廃止、テクノプラザ愛媛管理条例の改正は、平成26年4月1日
<b>【その他参考事項】</b>	